
つみたて投資サービス利用契約に関するご説明

(本書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

【 契約締結前交付書面 】

つみたて投資サービス利用契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。

■ 本契約に係る手数料など諸費用について

「つみたて投資サービス利用約款」に基づくつみたて投資サービス利用契約の締結および契約維持に係る費用はありません。

■ 本契約へのクーリング・オフ制度の適用

つみたて投資サービス利用契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定に定めるクーリング・オフ制度（所定期間内の書面による契約解除）の適用はありません。

■ つみたて投資サービス利用契約の概要

つみたて投資サービス利用契約は、当社のつみたて投資サービス利用約款に基づく契約です。投資信託の買付代金について、あらかじめ定められた時期にお客様が指定された金額を、指定された金融機関の口座からの口座振替または自動払込により、当社所定の銀行口座に入金し、指定された投資信託の買付けを行うものです。

■ 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業および同条第2項に規定する第二種金融商品取引業です。

当社では、投信総合取引契約を締結していただいたうえで、つみたて投資サービスの取扱いを行っております。

- 当社は、「つみたて投資サービス」による同一の投資信託の継続的な買付けに際し、法令諸規則その他の定めにより改めて交付する必要がある場合を除き、買付けの都度、投資信託説明書（交付目論見書）を交付しません。これにご同意いただけない場合、つみたて投資サービスはご利用いただけません。ただし、法令諸規則その他の定めにより交付が必要となる場合その他当社が必要と認める場合には、最新の投資信託説明書（交付目論見書）を交付します。
- 当社は、お客様の指定された金融機関からのお買付けのための払込金の引落しが連続して3ヵ月できなかった場合、または変更後の交付目論見書（最新版）の交付が必要である場合に事前に交付できなかったときには、引落しのお取扱いを中止します。また、お届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、その他つみたて投資サービス利用契約に基づくご購入の継続が不適切であると認められる場合に、当社の判断により引落しのお取扱いを中止することがあります。

■ つみたて投資サービス利用契約の解約事由

つみたて投資サービス利用契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。

- (1) 「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約が解約されたとき
- (2) お客様から当社所定の手続により「つみたて投資サービス利用契約」のご解約のお申し出をお受けしたとき
- (3) お客様による「つみたて投資サービス利用約款」第8条に基づく休止の場合を除き、3ヵ月以上連続してお買付けが行われず、当社が解約することが相当であると認めたとき
- (4) お客様について相続の開始があったことを当社が知ったとき
- (5) 当社が「つみたて投資サービス」を営むことができなくなったとき
- (6) やむを得ない事由により、当社が「つみたて投資サービス利用契約」の解約を申し出たとき

当社の概要

- | | |
|------------|---|
| 【 商 号 等 】 | fundnote株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3413号 |
| 【 本店所在地 】 | 〒108-0014
東京都港区芝5-29-20 クロスオフィス三田 |
| 【 加入協会 】 | 一般社団法人資産運用業協会
(当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。) |
| 【 資 本 金 】 | 1億円 |
| 【 主な事業 】 | 投資運用業、第二種金融商品取引業 |
| 【 設立年月日 】 | 2021年8月26日 |
| 【 連 絡 先 】 | fundnote株式会社 お客様窓口 |
| 【 電話番号 】 | 03-6809-4253 |
| 【 受付時間 】 | 10:00～15:00（土、日、祝・休日を除く） |
| 【 ホームページ 】 | https://fundnote.co.jp/ |

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

当社は、当社が加入している一般社団法人資産運用業協会から業務受託している「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）」が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。